

令和6年度第6回理事会の開催

令和6年度第6回理事会が令和7年3月26日、本会会議室及びインターネットを用いたオンライン出席を併用して開催された。本理事会では、決議事項として3議案について諮られ、承認された。協議事項及び説明・報告事項の後、連絡事項として当面の主要会議等の開催計画に関する件等の説明がなされた。議事概要は以下のとおりである。

令和6年度第6回理事会の議事概要

I 日時：令和7年3月26日(水) 13:30～17:00

II 場所：日本獣医師会大会議室

III 出席者：(*はオンラインによる出席者)

【会長】 藏内勇夫

【副会長】 砂原和文, 鳥海 弘, 栗本まさ子

【専務理事】 伏見啓二

【地区理事】 田村 豊 (北海道地区)*

宇佐美 晃 (関東地区)

上野弘道 (東京地区)

山田有仁 (中部地区)*

西山治生 (近畿地区)

高島一昭 (中国地区)

戒能 豪 (四国地区)

草場治雄 (九州地区)

【職域理事】 立川文雄 (産業動物臨床)

森 尚志 (小動物臨床)

横尾 彰 (家畜共済)

片岡辰一郎 (家畜防疫・衛生)

佐伯 潤 (動物福祉・愛護)

石橋朋子 (特任)

【監事】 市川陽一朗*, 佐々木一弥, 柴山隆史

【顧問】 酒井健夫, 村中志朗*

【欠席】 小山田富弥 (東北地区)

佐藤れえ子 (学術・教育・研究職域理事)

加地祥文 (公衆衛生)

IV 議事：

【決議事項】

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 諸規程の一部改正に関する件

1 「日本獣医師会役員選任規程」の一部改正

2 「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」の一部改正

第3号議案 賛助会員の入会に関する件

【協議事項】

本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

【説明・報告事項】

1 令和6年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

2 本会役員を選任等に関する件

3 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

4 農場管理認定獣医師に関する件

5 世界獣医師会大会(WVAC)の日本開催に関する件

6 政策提言活動等に関する件

7 特別委員会及び部会委員会に関する件

8 職務執行状況に関する件(業務運営概況等を含む)

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

3 その他

V 会議概要

【開 会】

事務局から定款第41条に規定された定足数を満たし、本理事会が成立することが報告され、開会した。

【会長挨拶】

本日は年度末のお忙しい中、令和6年度第6回理事会にご出席をいただきありがとうございます。

さて、1月24日から3日間、仙台国際センターで開催された第42回獣医学術学会年次大会には825名の参加登録があり、全体では約1,100名の参加をいただき、盛会裏に終了いたしました。誠にありがとうございました。

本大会の開催運営にご尽力をいただいた本会学会の役員、ご支援をいただいた地元仙台市獣医師会の小野会長、宮城県獣医師会の渡邊会長をはじめ、関係省庁、獣医学系大学、協賛企業の皆様方、さらにご参加いただいた地方獣医師会及び構成獣医師の皆様方に心から改めてお礼を申し上げます。

なお、年次大会においては、令和に入ってから参加人数は2,000人を下回っており、例えば開催時期や日程の変更に加え、獣医学の他の学術学会との大会の共催、あるいは日本獣医学生協会（JAVS）の企画を取り入れるなどして、会員構成獣医師が我先に参加登録をするような大会への改善を図ってまいりたいと考えております。

来年度の年次大会は、2026年4月に開催される世界獣医師会東京大会に合わせて、合同での開催となりますが、その次の令和8年の年次大会は新たな形で開催できるよう検討していきたいと考えております。理事、監事の皆様からも、年次大会を魅力的なものにするためのアイデアをぜひお寄せいただきたいと思っております。

一方、2月19日、フィリピンのミンダナオ島、ダバオ市で開催されたフィリピン獣医師大会に参加をし、わが国におけるワンヘルスの取組について基調講演を行ってまいりました。その際、会場の1,000名を超える参加獣医師が熱心に耳を傾け、終了後の質疑応答においてもワンヘルス活動を円滑に進めるための留意点など、多数のご意見、ご質問をいただき、フィリピンにおけるワンヘルスの取組が大きく進展するものと大いに期待をいたしております。

また、一昨日まで韓国のソウルに出張いたしました。FAVAに狂犬病に対する特別委員会を設立するためのキックオフ会議へ参加するためです。この会議でも出席者からワンヘルス活動や2026のWVACの対応に大変期待している旨発言がありました。

私は現在、ご承知のように、WVAの次期会長として各種の会議に積極的に参加をしているところですが、世界から獣医師が一堂に会し、ワンヘルスの実践活動の取組推進を決起する機会として、このWVAC2026を盛会に開催したいと考えているところです。つきましては、海外の獣医師と共に国境を越えたワンヘルスの実践活動のさらなる推進を図るためにも、皆様方におかれましては、特段のご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、国内の課題であります販売用犬猫のマイクロチップの装着・登録に関しましては、先月、環境大臣に対しまして獣医師の役割及び責務の法的な明確化等を直接強く要請をいたしたところでございます。

一方、近年の狂犬病予防注射の接種率の低下を踏まえ、狂犬病の自治体及び飼育者の利便性の向上のため、厚生労働省の感染症対策部長に対し、本会が取り組んでおります狂犬病予防法の犬登録手数料及び狂犬病ワクチン等管理システムについて、同省が進める狂犬病予防法関連手続のDX化への活用等の施策推進に関する要請も行いました。これらの制度の適正な運用及び実効性ある事業の推進が図られるよう、取組を継続してまいりたいと考えております。

また、家畜の伝染病に関しましては、豚熱に加え、今

シーズンは全国における野鳥や家禽の鳥インフルエンザ、さらには昨年11月の国内初となるランピースキン病が発生している中、先般、仙台で開催された年次大会会場において第1回の資格認定試験を実施し、初の農場管理認定獣医師が誕生いたしました。この認定獣医師を各農場の担当獣医師に位置づけ、養豚農場における豚熱ワクチンの接種の方策を含め、農場の飼養衛生管理、経営管理等、農場全般を管理する体制を構築し、生産性の向上を図るとともにわが国の家畜防疫の支援強化に努めたいと考えております。

さらに現在、最優先で取り組んでおります事務事業の経費削減、事業の見直しについては、先月開催された総務委員会の組織財政検討小委員会において、各種事業等の見直しの進捗状況の確認に加え、事務局体制の効率化、収益を見据えた新たな事業の検討が依頼されましたので、健全な財政運営に向け、できるところから速やかに対応してまいりたいと考えております。

本日は本年度最後の理事会ですが、理事及び監事の皆様方には山積する課題解決に向け、忌憚のないご意見をお寄せいただき、本会の適正な事務事業運営に努めたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【決議事項】

第1号議案 令和7年度事業計画及び収支予算書等に関する件

伏見専務理事から、令和7年度事業計画及び収支予算書等について、資料に基づき説明され、異議なく了承された。

第2号議案 諸規程の一部改正に関する件

伏見専務理事から、外部理事及び外部監事の設置等について必要な規程を整備するために「日本獣医師会役員選任規程」及び「日本獣医師会役員の報酬等に関する規程」を改正すること、並びに育児・介護休業法改正に伴う「日本獣医師会育児休業・介護休業等規程」を改正することについて、資料に基づき説明され、異議なく了承された。

第3号議案 賛助会員の入会に関する件

伏見専務理事から資料に基づき説明され、異議なく了承された。

【協議事項】

本会事務・事業の経費削減・改善案に関する件

伏見専務理事から、資料に基づき本会事務・事業の経費削減・改善案について説明され、了承された。この中で、日本獣医師会雑誌について、令和8年1月に発行される第79巻1号から電子ジャーナル化することとして

調整を進めること、そのため地方獣医師会に会員構成獣医師のメールアドレスの取得・整理を今後依頼すること、閲覧方法は電子メールで送付される URL から電子書籍ビューアでの閲覧とする方向であることが説明された。あわせて、WEBでの閲覧が難しい会員構成獣医師に対しては、特に希望すれば印刷した日本獣医師会雑誌を令和10年までは無料で、その後は有料で送付して対応する方向性について説明された。

【説明・報告事項】

1 令和6年度地区獣医師大会における決議要望事項に関する件

伏見専務理事から、令和6年度地区獣医師大会において採決された決議要望事項への対応について、令和6年度第9回業務運営幹部会（令和6年12月20日において協議の上、対応方針等（別記）が了承され、第15回職域別部会関係部会長会議（令和7年2月26日）における検討を経た内容について説明された。

特に公務員獣医師の処遇改善に向けた取組について、地区単位での要請活動を続けたいこと、全国家畜衛生職員会や全国公衆衛生獣医師協議会と連携しながら対応する必要があること等の意見交換が行われた。

2 本会役員の選任等に関する件

伏見専務理事から資料に基づき、6月25日に開催される第82回通常総会において、2年ごとに行われる役員改選があること、及びそのための手続きの流れ等について説明された。

3 狂犬病予防法に基づく自治体事務のDX化等に関する件

伏見専務理事から、日本獣医師会がマイクロチップの登録と一連の流れでWEB上で犬の登録及び登録手数料の支払いができるシステムを開発し、テスト版が完成していることが説明された。動物愛護管理法に定める狂犬病予防法の特例に参加した市区町村においても登録事務手数料を徴収可能な手段として活用できること、また、このシステムでは令和6年度地方分権改革提案への対応方針として昨年12月に閣議決定された内容である、マイクロチップの登録と同時に狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料を徴収できるようにすることが可能であることが説明され、各地で市区町村に活用に向け検討を促していただきたい旨依頼された。

4 農場管理認定獣医師に関する件

伏見専務理事から、資料に基づき農場管理認定獣医師の第1回試験と実施と、7名の合格者について報告された。今回は肉牛と乳牛の農場管理認定獣医師の試験のみであったが、今後は養豚の分野の管理獣医師の認定試験も実施できるよう努力する旨説明された。

5 世界獣医師会大会（WVAC）の日本開催に関する件

伏見専務理事から、世界獣医師会大会に向けた準備の進捗状況について説明されたのち、各理事に対し、協賛確保や参加者募集について協力が依頼された。

6 政策提言活動等に関する件

伏見専務理事から資料に基づき説明された。

7 特別委員会及び部会委員会に関する件

伏見専務理事から全体の運営状況について説明がされた。続いてワンヘルス推進検討委員会について草場理事から説明された後、産業動物臨床委員会について立川理事から、小動物臨床部会について森理事から、動物福祉・愛護部会について佐伯理事から、職域総合部会について伏見専務理事及び鳥海副会長からそれぞれ説明された。

8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

伏見専務理事から、令和6年12月1日から令和7年2月28日までの概況が説明された。

【その他の報告・連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

伏見専務理事から当面の関係会議等の開催日程が説明された。

2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

伏見会計責任者から、関連会議への出席、要請活動等について説明された。

3 その他

佐々木監事から岩手県での大規模山林火災について、各方面から心配をいただいたことに対するお礼が述べられるとともに被災状況及び対応が報告された。

【閉会】

藏内会長から全ての議案が終了した旨報告され、円滑な議事進行への協力にお礼が述べられた後、事務局から閉会が告げられた。

【別記】

令和6年度 地区獣医師大会における決議要望事項に対する
日本獣医師会の対応等

1 人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策等の
ワンヘルスの実践

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・人獣共通感染症の予防の推進～OneHealthに基づき関係機関との連携確保～（北海道地区）
- ・OneHealth（ヒトと動物の健康と環境保全の重要性）の理念のさらなる推進（関東・東京地区）
- ・ワンヘルスの理念に基づいた生物多様性の確保及び自然環境の保全施策の推進（中部地区）
- ・ワンヘルス推進強化（中部地区）
- ・家庭飼育動物の感染症動向調査体制構築の推進（近畿地区）
- ・伴侶動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と検査・診断体制の整備（中国地区）
- ・ワンヘルスの理念に基づく人と動物の共通感染症対策の推進（四国地区）
- ・ワンヘルスの理念の下、医学・獣医学・生態学等学際連携の強化を図り、「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への誘致の推進（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 人と動物の共通感染症対策等ワンヘルスの実践については本会と日本医師会等と連携しつつ本会の最優先事項として、以下のとおり取り組む。
- ア 関係行政機関を中心とした獣医師及び医師等の関係者による連携体制の構築支援とともに、引き続き本会、日本医師会、農林水産省、厚生労働省が連携した人と動物の共通感染症、薬剤耐性（AMR）対策等に関するシンポジウムを開催し、広く国民の理解の醸成に努める。
- イ 共通感染症対策として、引き続き愛玩動物、野生動物等の疾病に関する調査と検査・診断体制の確立、早期の発生診断等の推進、獣医師を含む関係者を対象とする研修の実施のほか、獣医学系大学・研究機関とも連携し、愛玩動物における重症熱性血小板減少症候群（SFTS）のサーベイランスの実施と感染予防マニュアルの策定等検査・診断体制の整備に努める。
- ウ 平時からの感染症発生情報の収集とともに、獣医学術学会年次大会、各種研修会等においてもワンヘルスに係る話題を取り上げ、会員構成獣医師に対する情報提供に努める。

さらに国内、海外における人獣共通感染症における発生状況については、農林水産省、厚生労働省、WOAH（国際獣疫事務局）、WHO等の調査報告等に加え、SFTS等の個別課題についても日本獣医師会雑誌等において情報提供する。

- (2) わが国におけるワンヘルスの実践活動を一層推進するため、今後も「ワンヘルス推進検討委員会」のほか関係する部会委員会等において検討を行い、その結果を踏まえ、自由民主党ワンヘルス推進議員連盟、関係行政機関等に対し、以下の要請等を行う。

ア ワンヘルスの実践のため、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が愛玩動物及び野生動物を含む全ての動物の感染症等の調査研究、医薬品開発等を法的に実施できる体制を確立し、令和7年度以降に創設される国立健康危機管理研究機構等と連携・協力して人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等のワンヘルスを実践するための研究教育体制の構築

イ 地方での緊急事態措置の実施体制を強化するため、国の機関としての「アジア新興・人獣共通感染症センター（仮称）」の九州への設置及び福岡県が先行して実施する地方自治体における動物保健衛生所（家畜保健衛生所の業務を現行の家畜・家きんのほか、愛玩動物及び野生動物にも拡大）等「ワンヘルスセンター」の設置に対する支援

2 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・海外悪性伝染病におけるワクチンの早期実用化（関東・東京地区）
- ・家畜伝染病防疫体制の強化（四国地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、「農場管理認定獣医師」を飼養衛生管理基準で定められた農場ごとの担当獣医師に位置付け、農場に対して飼養衛生管理等を一元的に管理する体制の構築に努めるとともに、以下のとおり家畜の所有者等に対する有効な支援措置を講じる。

ア 本会では、平成22年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施し、農場管理獣医師の養成・確保に努めてきた。今後は、本

会の「農場管理認定獣医師」による農場全体の家畜衛生管理の一元化及びその指示・監督の下での豚熱ワクチン接種を適正に実施する。

イ 家畜伝染病である豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) 等のへ対策については、引き続き発生動向を注視するとともに、全国における野鳥や家きんの鳥インフルエンザの発生状況や昨年 11 月に国内で初めて発生したランピースキン病の発生状況を踏まえ、必要に応じて本会に設置した「豚熱等家畜伝染病対策検討委員会」において、本会や地方獣医師会における防疫対応等の支援等について検討を行い、その結果を踏まえ速やかに体制の構築、要請活動等必要な措置を講じる。

(2) 海外悪性伝染病等に対するワクチンの開発製造を含む調査・研究体制の整備・充実については、上記 1 の (2) で述べた国の関係機関の連携・協力体制の強化における対応を要請する。

(3) 本課題については、今後も必要に応じて産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等においても検討を行い、本会、地方獣医師会等の活動に反映させるとともに、各種越境性動物感染症の侵入防止対策の徹底、都道府県等の関係部局間の連携体制の強化・支援等に資する。

3 狂犬病対策の充実・強化

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・狂犬病予防接種の重要性の広範な啓発による予防対策の推進 (関東・東京地区)
- ・犬の登録システムの運用 (中部地区)
- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録等の業務において都道府県が果たすべき役割の明確化 (中部地区)
- ・狂犬病予防注射実施時における接種猶予 (中部地区)

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 狂犬病予防接種については、例年、厚生労働省の普及啓発ポスターを全国へ配布し、動物感謝デーや動物愛護週間中央・地方行事等の市民参加イベントにおいて普及啓発に努めているところである。さらなる狂犬病予防注射の接種率向上のため、特に狂犬病の世界における感染死亡数、近隣諸国におけるまん延状況、予防接種による感染リスクの低減等について広く国民に周知し、理解の醸成に努める。
- (2) 犬の登録の業務等については、本会の狂犬病予防法の犬登録手数料及び狂犬病ワクチン等管理システムを、厚生労働省が進める狂犬病予防法関係手続きの DX 化に活用いただき、犬の登録促進、登録料の確実な徴収等、自治体及び飼育者の利便性の向上に努める。

一方、犬の登録・予防注射の実施体制については、

一部の地方獣医師会が実施しているように都道府県及び市町村担当者、予防接種担当獣医師が一堂に参集の下、定期的に連絡会議を開催し、登録・接種のほか、狂犬病予防接種猶予の課題についても、意見交換等を行い、統一した認識の下、円滑な実施とともに予防注射接種率の維持・向上を図る。

4 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・産業動物臨床獣医師確保の重要性の周知等 (東北地区)
- ・獣医師生涯研修事業の見直し (中部地区)
- ・日本獣医師会の HP の活用推進 (中部地区)
- ・求人募集の取組み推進 (中部地区)
- ・大阪公立大学における獣医学教育の充実のための適切な教員配置及び参加型・体験型実習受入施設のさらなる拡充 (近畿地区)
- ・獣医師養成確保修学資金給付事業の広範活用 (中国地区)
- ・農業保険法に基づき設立された農業共済組合家畜診療所の運営費の助成 (中国地区)
- ・地方自治体等勤務獣医師の待遇改善 (四国地区)
- ・産業動物獣医師及び公務員等勤務獣医師の確保に向けた処遇改善の強化を図ること (九州地区)

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 産業動物診療及び公務員獣医師の需給対策については、引き続き以下のとおり取り組む。

ア 産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえ、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善、また、大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、獣医学生に対する臨床実習等を行う家畜診療所、都道府県家畜保健衛生所等の実習受入れ体制の整備、修学資金の活用範囲の拡大等の要請を行う。特に農業共済家畜診療所については、農業保険制度に基づく病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化を図り、家畜診療所の勤務獣医師の給与改善、施設及び環境整備等、産業動物獣医療の基盤となる家畜共済制度の運営基盤の充実強化等に繋がるよう、処遇改善措置等に努める。

イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業において、(ア) 卒後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、実習、(イ) 中堅臨床獣医師に対する農場管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習において魅力ある職域である旨の周知とともに、農場管理認定獣医師に係る研修及び資格付与等を実施して、産業動物診療獣医師、

公務員獣医師の職域への定着を図る。

- (2) 地方公務員獣医師の処遇改善については、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設や期限付きの初任給調整手当て代わる恒久的な給与改善（本俸の一律月額5万円以上の増額）を要請する。
- (3) 一方、国民に対して、ホームページ、動物感謝デー等を活用し、安全・安心な畜産物の安定供給に取り組む産業動物獣医師の責務の重要性の理解醸成に努める。

5 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- (1) 動物福祉・管理対策の推進
 - ・いつでも人と動物が共生できる社会に向けて～心のバリアフリー～の構築（関東・東京地区）
 - ・と畜場及び食鳥処理場におけるアニマルウェルフェア指針の策定（中部地区）
 - ・「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置付けの改正（中国地区）
- (2) 災害時の動物救護対応の充実・強化
 - ・災害時におけるペット同行避難場所の確保（関東・東京地区）
 - ・早期にVMAT認定獣医師の育成と組織づくり（中部地区）
 - ・災害時における被災動物救護と支援体制の構築（四国地区）
 - ・災害時の避難所における人と動物が適切な関係維持のため、地域自治体との連携による危機管理体制の確立（九州地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 実効性ある動物福祉管理の普及対策については、「小動物臨床委員会」、「動物福祉・愛護委員会」等において検討するとともに、関係行政機関、団体とも連携しつつ、動物感謝デー等、本会及び地方獣医師会の活動等を利用して愛玩動物を飼育することのメリット、産業動物の適正な取扱い等について広く国民の理解醸成に努める。

なお、獣医師の動物取扱責任者研修の受講の必要性については、獣医師も承知すべき内容も散見する一方、自治体により内容、回数等がさまざまであり、環境省に改めて本研修の今後のあり方について確認する。

- (2) 災害時動物救護活動については、将来想定される直下型の大規模地震、大規模水害、新興・再興感染症の流行等発災時には、一昨年、本会に設置した危機管理室が一元的に取り組むこととし、本会の会員構成獣医師並びに本会及び地方獣医師会の役職員の生命、身体等、さらに両会の業務、わが国の獣医療に係る重大な被害が生じた際には速やかに対応することを念頭において準備の徹底に努める。

また、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（平成30年に「人とペットの災害対策ガイドライン」に改定）、本会が作成した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル」等に基づき、有事の際の地元自治体と地方獣医師会との動物救援に関する協定等の締結、広域的な緊急災害時の動物救護活動、飼育動物の同行及び同伴避難を含む、飼い主の防災準備等についてさらに検討を深める一方、「災害獣医療認定獣医師」の制度化の検討を行うとともに、VMATの養成、災害時の派遣等に関する対応等の具体的な対策を講じる。

6 獣医療提供体制の整備・確保等

〔各地区獣医師大会における決議要望事項〕

- ・愛玩動物看護師会の設立に向けて、最大限の支援と協力を（東北地区）
- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）

〔日本獣医師会における対応等〕

- (1) 小動物臨床の現場については、引き続き関係省庁及び動物看護職協会と連携を密にし、獣医師と愛玩動物看護師等の適切な役割分担と連携によるチーム獣医療提供体制の構築に努める。

なお、その他の課題についても、関係省庁の指導の下、必要に応じて地域における自治体、関係組織と協議の上、飼い主の利便性を念頭に取り組む。

- (2) 各分野の専門的獣医療の提供については、本会が設置した「認定・専門獣医師協議会」において、本会及び学会・協会が実施する研修プログラムの評価・認定等に取り組むなど、認定・専門獣医師制度の適正な運営に努める。